

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後備置書類)

2025 年 4 月 1 日

GMO リサーチ&AI 株式会社

GMO タウン WiFi 株式会社

2025年4月1日

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号
並びに会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO リサーチ&AI 株式会社
代表取締役社長 荻田 剛大

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO タウンWiFi 株式会社
代表取締役 荻田 剛大

GMO リサーチ&AI 株式会社（以下、「GMO-R&AI」といいます。）及び GMO タウン WiFi 株式会社（以下、「GMO-TW」といいます。）は、2025年2月12日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、GMO-R&AI を株式交換完全親会社、GMO-TW を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事項は、以下のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年4月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った GMO-TW の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

GMO-TW は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2025 年 3 月 11 日付で、GMO-TW の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である GMO-R&AI の商号及び住所を通知いたしました。

なお、所定の期間内に、会社法第 785 条第 1 項の規定により GMO-TW に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求を行った GMO-R&AI の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

GMO-R&AI は、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 3 月 11 日付で、GMO-R&AI の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である GMO-TW の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。

なお、所定の期間内に、会社法第 797 条第 1 項の規定により GMO-R&AI に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により GMO-R&AI に移転した GMO-TW の株式の数は以下のとおりです。

普通株式 14,349 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) GMO-R&AI は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について 2025 年 3 月 18 日開催の定時株主総会の決議により承認を得ております。

(2) GMO-TW は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について 2025 年 3 月 17 日付の定時株主総会の決議により承認を得ております。

(3) GMO-R&AI は、本株式交換に際して、本株式交換により GMO-R&AI が GMO-TW の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における GMO-TW の株主名簿に記載又は記録された GMO-TW の株主に対して、その保有する GMO-TW 株式に代わり、GMO-TW 株式 1 株につき GMO-R&AI の普通株式 193 株の割合をもって、GMO-R&AI の普通株式を割当交付いたしました。なお、GMO-R&AI が GMO-TW の株主に対して割当交付した GMO-R&AI の普通株式の数の合計は、2,769,357 株です。

(4) 本株式交換により増加した GMO-R&AI の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

資本金 金 0 円

資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い GMO-R&AI が別途定める株主資本等
変動額

利益準備金 金 0 円

以 上